

佐賀県規則第31号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(42) 略</p> <p><u>(43)・(44)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(42) 略</p> <p><u>(43) 県内保健師の人材育成に関する事（佐賀中部保健福祉事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(44)・(45)</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の施行に関する事。</u></p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。